## 日新火災海上保険株式会社

## 支払審査委員会における審査実施状況について

当社では、社外委員3名(医師、弁護士、大学教授)ならびに社内委員2名で構成する「支 払審査委員会」を2006年12月に設置し、保険金のお支払において、高度な法的・医学的判断 を要する場合の判断の公平性・適切性の確保をはかっています。

2022年1月から2022年6月までの間に支払審査委員会を2回開催し、計3件の事案を審査しました。このうち、お支払対象に該当しないと判断した事案は2件でした。お支払対象に該当しないと判断した主な事案の概要は次の通りです。

保険の種類	事案の概要
人身傷害保険	<ul> <li>被保険者が、信号のある交差点を左折する際に曲がり切れずに対向車線側のガードレールに衝突した事故により負傷しました</li> <li>被保険者は、事故後に搬送された病院で脳梗塞と診断されましたが、事故外傷によるものではなく、脳梗塞に関わる治療は事故と因果関係がないものとして人身傷害保険のお支払対象に該当しないと判断しました。</li> </ul>
人身傷害保険	<ul> <li>被保険者が、センターラインオーバーし対向車線側の縁石、電柱に衝突した事故により負傷しました。</li> <li>被保険者は、事故による頭部外傷の受傷もてんかん以外の意識消失の原因となる事実もなく、事故後の検査により脳波に棘波が認められていることから、てんかん発作による疾病先行の事故として、人身傷害保険のお支払対象に該当しないと判断しました。</li> </ul>